

西田学園特認校制度の フォローアップについて



平成30年7月25日
郡山市学校教育推進課

【目 次】

	ページ
西田学園特認校の制度概要 ①	1
西田学園特認校の制度概要 ②	2
平成30年度西田学園開校時の児童生徒数の推計 及び普通学級数の考え方について	3
平成31年度西田学園の特認校制度による小学部 募集人数について	4
平成31年度西田学園の特認校制度による中学部 募集人数について	5
今後の主な想定スケジュール (2018/7/25現在)	6
【参 考】 平成31年度～平成35年度までの 西田学園普通学級数及び児童生徒数の推計	7

西田学園特認校の制度概要 ①

西田学園特認校制度については、今後の小規模校対策のモデルとして
平成30年度入学者から先行的に実施。

【1 西田学園特認校制度の基本方針】

- ・小規模校をできるだけ適正な規模に近づけるため、現行の通学区域制度は維持しながら、通学区域の弾力的運用により学校選択制を部分的に導入し、是正措置を図るものとする。
- ・部分的に導入する学校選択制については、適正規模維持型の特認校制度とし、条件整備等を行った上で、柔軟な対応を図るものとする。



- ① 標準学級数(普通学級数12学級)以上の学校のみから特認校への異動を可能とする。(他の小規模からの異動対策)
- ② 原則として、西田学園開校当初の普通教室学級数である14学級を確保・維持できるよう努める。
- ③ 1学級の児童生徒数の定員の上限は、県の基準である「小学校1・2学年及び中学校1学年30人学級、小学校3～6学年及び中学校2～3学年の33人程度学級」とし、西田学園の学区内及び特認校の入学者、在籍者数の推移を考慮の上、原則として、14学級を確保・維持できるような学級編成とする。

【2 西田学園の普通学級数の考え方について】(特別支援学級数を除く)

- ① 小学部は集団生活の基礎を学ぶ時期として、1学級とし、少人数教育を行う。
 特に低学年は、30人学級とし、個に応じた対応ができるようにする。
- ② 中学部は進学や就職に備え、なるべく大きな集団での生活に慣れるようにする。
 また、対外的活動や中体連等もあるため、小学部より多くの生徒数を確保する。

【特認校制導入に伴う西田学園の普通学級数の考え方(特別支援学級数を除く)】

小学部						計	中学部			計	合計
1年	2年	3年	4年	5年	6年		7年	8年	9年		
2学級	2学級	1学級	1学級	1学級	1学級	8学級	2学級	2学級	2学級	6学級	14学級

1・2年時は2学級合わせて33人をマックスとする。(募集は1年のみ。)

3年時には、1学級とし、33人程度学級とする。(4～6年も同様。)

7年時は1学級30人の2学級をマックスとする。(募集は7年のみ。)

8年時には、1学級33人程度の2学級とする。(9年も同様。)

西田学園特認校の制度概要 ②

【3 募集対象及び募集条件】

下記の条件すべてに当てはまる児童生徒を募集の条件とする。

- ① 郡山市民であること。
- ② 平成30年度義務教育学校1年（小学校1年に該当）及び7年（中学校1年に該当）の入学対象者。（入学年度のみ。原則として当分の間、全学年や年度途中での募集は行わない。）
- ③ 原則として、小学部6年間、中学部3年間通学できること。（区域外就学を除く短期間の転入や理由のない転校は認めない。）
- ④ 保護者送迎等の保護者の責任により通学できること。
- ⑤ 西田学園の教育活動やPTA活動に賛同・協力できること。（書面の提出は求めない。）
- ⑥ 申請に際しては、事前に西田学園が行う学校見学会や学校説明会参加を必須とする。

なお、中学進学時については、引き続き西田学園中学部へ進学するか住所地の指定校へ進学するかのいずれかを選択できることを検討する。（現行の通学区域外就学許可基準の改正）

【4 特認校枠の募集人数の算出方法】

開校時の普通学級14学級を原則として維持できる募集人数とし、下記の算出方法により、毎年度募集人数を算出

【募集学年の児童生徒数の定員】－【西田地区の学区内の対象児童生徒】－【兄弟同一などの学区外通学基準で学区外を認められた児童または部活動による学区外通学を認められた生徒】

- 西田学園入学の優先順位は、上記算出方法のとおり、学区内の児童生徒及び現行の学区外許可基準による児童生徒が優先される。
- 募集人数を超えた場合については公開抽選とし、抽選に漏れた場合は住所地の指定校へ入学。
- 公立の義務教育学校のため、選抜試験は行わない。

【5 特認校制度のフォローアップ、事業評価検証及び制度の見直し等について】

- ・ 毎年度の郡山市学校教育審議会において、西田学園特認校制度のフォローアップを行う。
- ・ フォローアップ結果を踏まえ、教育委員会において意見等を聴取し、次年度の募集人数等を決定する。
- ・ 西田学園での特認校制導入後、概ね5年程度が経過した段階で、学校教育審議会において、制度の評価・検証とともに今後の制度のあり方等について制度の改善や見直しを行うものとし、必要に応じて教育委員会が諮問し、特認校制度の今後のあり方等について検討の上、学校教育審議会において答申を行う。

平成30年度 西田学園開校時の児童生徒数の推計 及び普通学級数の考え方について

【西田学園の開校時の普通学級数及び西田地区内の児童生徒数の推計比較】

区分	小学部							計	中学部			計	合計
	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年		7年	8年	9年		
平成29年5月1日現在の推計値	学級数	1学級	2学級	1学級	1学級	1学級	2学級	8学級	2学級	2学級	2学級	6学級	14学級
	人数	23人	31人	24人	26人	26人	35人	165人	32人	38人	35人	105人	270人
平成28年8月時点 (奥言書での推計値)	学級数	1学級	2学級	1学級	1学級	1学級	2学級	8学級	2学級	2学級	2学級	6学級	14学級
	人数	25人	32人	23人	26人	29人	36人	171人	33人	43人	35人	111人	282人
比較増減	学級数	0学級	0学級	0学級	0学級	0学級	0学級						
	人数	▲2人	▲1人	1人	0人	▲3人	▲1人	▲6人	▲1人	▲5人	0人	▲6人	▲12人

※ 特別支援学級数及び児童生徒数を除く、指定校区である西田地区の児童生徒数での推計。

【再掲: 特認校制導入に伴う西田学園の普通学級数の考え方(特別支援学級数を除く)】

小学部						計	中学部			計	合計
1年	2年	3年	4年	5年	6年		7年	8年	9年		
2学級	2学級	1学級	1学級	1学級	1学級	8学級	2学級	2学級	2学級	6学級	14学級

1・2年時は2学級合わせて33人をマックスとする。
(募集は1年のみ。)

3年時には、1学級とし、33人程度学級とする。(4～6年も同様。)

7年時は1学級30人の2学級をマックスとする。(募集は7年のみ。)

8年時には、1学級33人程度の2学級とする。(9年も同様。)

平成31年度 西田学園の特認校制度による 小学部募集人数について

【1 平成31年度の西田学園普通学級数及び児童数の考え方】

区分	学年	小学部						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
【平成30年度】平成29年5月1日現在の推計値を基にした特認校制実施後の普通学級及び児童数	学級数	2学級	2学級	1学級	1学級	1学級	1学級	8学級
	人数	33人	31人	24人	26人	26人	35人	175人程度
【平成31年度】平成30年5月1日現在の推計値を基にした特認校制実施後の普通学級及び児童数	学級数	2学級	1学級	1学級	1学級	1学級	1学級	7学級
	人数	33人	24人	31人	24人	26人	26人	164人程度

1・2年時は2学級合わせて33人をマックスとする。
(募集は1年のみ。)

※法令上は、標準法における小学校の第1学年の1学級の児童数のマックスである35人程度まで可能。

3年時には、1学級とし、33人程度の学級とする。
(4～6年も同様。)

【2 平成31年度西田学園の特認校制度による小学部募集人数】

(1) 平成31年度西田学園小学部1年生の定員数

- ① 33人を1年生の定員数とする。
(標準法上の1年生の上限は35人。)
- ② ①の定員数となった場合には、標準法上の上限である35人を定員数とする。
- ③ ②の場合であっても、小学部及び中学部を併せた普通教室数14学級を原則確保することができるようにする。

(2) 平成31年度西田学園の特認校制度による小学部1年生の募集人数

- ① 平成31年度の西田学園小学部における特認校制度による募集人数を**5人程度**とする。
(学区外通学基準による学区外通学者を5人程度と想定。)
- ② 特認校制度による入学者の決定は、定員数や募集状況、学区外通学者数等を踏まえて、教育委員会において決定する。(募集人数より増減する場合があります。)

(3) 募集開始の時期等

- ① **新小学1年生に対する入学通知書の発送日(10月初め)から1か月間**とする。
- ② 募集人数を超えた場合には、募集期間終了後、速やかに公開抽選を行う。

(4) その他

- ① 西田学園開校時には、放課後児童クラブ(定員40人(27人 平成30年5月1日現在))が開設されたが、現段階では、学区外からの当該クラブへの預け先理由による学区外許可者の人数が不明であるため、場合によっては、特別教室等から普通教室への転用も考慮しておく必要がある。
- ② 西田学園特認校制度及び小学部の特認校制度による募集人数等については、**広報こおりやま10月号及びウェブサイト等で周知**を図る予定。

【特認校枠の募集人数の算出方法】

【小学部1学年の児童数の定員(33人を想定)】－【西田地区の学区内の対象児童(25人(H30.5.1推計値))】－【兄弟同一などの学区外通学基準で学区外を認められた児童生徒(5人程度を想定)】

平成31年度 西田学園の特認校制度による 中学部募集人数について

【1 平成31年度の西田学園普通学級数及び生徒数の考え方】

区分	学年	中学部			
		7年	8年	9年	計
【平成30年度】平成29年5月1日現在の推計値を基にした特認校制実施後の普通学級及び生徒数	学級数	2学級	2学級	2学級	6学級
	人数	60人	38人	35人	133人程度
【平成31年度】平成30年5月1日現在の推計値を基にした特認校制実施後の普通学級及び生徒数	学級数	2学級	1学級	2学級	5学級
	人数	60人	33人	38人	131人程度

7年時は1学級30人の2学級をマックスとする。
(募集は7年のみ。)

※法令上は、標準法における中学校の第1学年の1学級の生徒数のマックスである40人まで可能。

8年時には、1学級33人程度の2学級とする。
(9年も同様。)

【2 平成31年度西田学園の特認校制度による中学部募集人数】

(1) 平成31年度西田学園中学部7年生の定員数

- ① 60人(1学級30人)を7年生の定員数とする。(標準法上の中学校上限は40人。)
- ② ①の定員数となった場合には、標準法上の上限である1学級40人までを定員数とする。
- ③ ②の場合であっても、小学部及び中学部を併せた普通教室数14学級を原則確保することができるようにする。

(2) 平成31年度西田学園の特認校制度による中学部7年生の募集人数

- ① 平成31年度の西田学園中学部における特認校制度による募集人数を**20人程度**とする。
(学区外通学基準による部活動を理由とした学区外通学者を8人程度と想定。)
- ② 特認校制度による入学者の決定は、定員数や募集状況、学区外通学者数等を踏まえて、教育委員会において決定する。(募集人数より増減する場合があります。)

(3) 募集開始の時期等

- ① **新中学1年生に対する入学通知書の発送日(来年1月初め)から1か月間**とする。
- ② 募集人数を超えた場合には、募集期間終了後、速やかに公開抽選を行う。

(4) その他

- ① 部活動を理由とした学区外通学については、郡山市立学校就学審査会が例年2月中旬となるため、学区外許可者の人数が不明であるが、速やかに入学者の決定ができるようにする必要があります。
- ② 西田学園特認校制度及び中学部の特認校制度による募集人数等については、**広報こおりやま1月号及びウェブサイト等で周知**を図る予定。

【特認校枠の募集人数の算出方法】

【中学部1学年の生徒数の定員(60人を想定)】－【西田地区の学区内の対象生徒(33人(H30.5.1推計値))】－【部活動等による学区外通学を認められた生徒(8人程度を想定)】

今後の主な想定スケジュール

(2018/7/25現在)

時期	会議等	内容等
平成30年8月23日	8月教育委員会定例会	小学部・中学部募集人数等の決定
平成30年10月初め	平成31年度新小学1年生入学 通知書発送・小学部募集開始	特認校制度・小学部募集人数 の周知（広報こおりやま10 月号等）
平成30年10月～ 平成31年2月まで	学校見学会・説明会開催	適宜実施（学校において計 画）
平成30年11月初め	小学部募集締切・公開抽選・小学 部入学者の決定	
平成30年11月	第3回郡山市学校教育審議会・ 特別委員会合同会議 11月教育委員会定例会	小学部の入学者決定状況の 報告
平成31年1月	新中学1年生入学通知書発送・ 中学部募集開始	特認校制度・中学部募集人数 の周知（広報こおりやま1 月号等）
平成31年2月	中学部募集締切・公開抽選・中学 部入学者の決定 第5回郡山市学校教育審議会・ 特別委員会合同会議 2月教育委員会定例会	中学部の入学者決定状況の 報告
平成31年4月	西田学園義務教育学校前期課程 入学	

上記以外に別途二役及び議会への説明を行う予定。

【1 平成31年度の西田学園普通学級数及び児童数の考え方】

区分	学年	小学部						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
【平成30年度】平成29年5月1日現在の推計値を基にした特認校制実施後の普通学級及び児童数	学級数	2学級	2学級	1学級	1学級	1学級	1学級	8学級
	人数	33人	31人	24人	26人	26人	35人	175人程度
【平成31年度】平成30年5月1日現在の推計値を基にした特認校制実施後の普通学級及び児童数	学級数	2学級	1学級	1学級	1学級	1学級	1学級	7学級
	人数	33人	24人	31人	24人	26人	26人	164人程度

1・2年時は2学級合わせて33人をマックスとする。
(募集は1年のみ。)

※法令上は、標準法における小学校の第1学年の1学級の児童数のマックスである35人程度まで可能。

3年時には、1学級とし、33人程度の学級とする。
(4～6年も同様。)